

## 鹿児島工業高等専門学校共同研究実施規程

### (趣旨)

第1条 鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）における共同研究の取扱いは法令に別段の定めがあるもののほか、独立行政法人国立高等専門学校機構共同研究実施規則（以下「実施規則」という。）及びこの規程の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この規程において「共同研究」とは、本校教職員が本校以外の者と共同して行う研究をいう。

2 この規程において「学科等」とは、各学科、一般教育科及び関係部署をいう。

### (受入れの基準)

第3条 本校における共同研究の受入れは、次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

- (1) 当該共同研究を受入れることにより、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められること。
- (2) 共同研究を行うことが有益であり、かつ、共同研究を行おうとする者が、当該共同研究を行うために十分な技術的能力及び経理的基礎を有すること。

### (受入れの手続)

第4条 共同研究を行おうとする者（以下「共同研究申込者」という。）は、共同研究申込書（別紙様式第1号）を当該学科等の長を経由し、校長に提出するものとする。

2 共同研究申込者は、前項の申込書の提出に当たり、あらかじめ共同研究を担当する教職員（以下「研究担当者」という。）及び当該学科等の長と協議するものとする。

3 研究担当者は、共同研究申込書の提出後速やかに、共同研究計画書（別紙様式第2号）を校長に提出するものとする。

### (受入れの決定)

第5条 共同研究の受入れは、鹿児島工業高等専門学校研究推進・知的財産委員会の議を経て校長が決定する。

### (受入れの通知)

第6条 校長は、共同研究の受入れを決定したときは、「共同研究受入決定通知書」（別紙様式第3号）により共同研究申込書に通知するとともに、当該通知書の写しを添えて契約担当役及び当該学科等の長に通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 契約担当役は、前条の通知を受けたときは、共同研究申込者と実施規則第2条第2項各号に掲げる事項を記載した共同研究契約書により契約を締結するものとする。

(共同研究費用の納付)

第8条 契約を締結し共同研究を行う者（以下「共同研究実施者」という。）は、実施規則第4条に定める直接経費、間接経費及び受入研究者指導料（以下「共同研究費用」という。）を、出納命令役の発行する請求書により納付しなければならない。

(設備等の取扱い等)

第9条 共同研究に要する経費により取得した設備等は、本校の所有に属するものとする

- 2 本校は、共同研究の遂行上必要な場合には、共同研究実施者から共同研究に要する経費のほか、その所有する設備を受入れることができる。
- 3 前項の設備の搬入、搬出にかかる経費は、共同研究実施者の負担とする。
- 4 校長及び共同研究実施者は、共同研究契約書で定めるそれぞれの施設・設備を共同研究の用に供するものとする。

(共同研究の中止又は期間の延長)

第10条 校長は、本校又は共同研究実施者が、天災地変その他やむを得ない事由があるため、共同研究の遂行が困難となったときは、共同研究実施者と協議の上、共同研究の中止又は、その期間を延長することができる。

(共同研究の報告)

第11条 研究担当者は、共同研究が完了した場合は、共同研究完了報告書（別紙様式第4号）を作成し、当該学科等の長を経由して校長に提出するものとする。

(研究成果の公表)

第12条 校長は、共同研究による研究成果の公表の時期及び方法について、必要な場合には、共同研究実施者との間で協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年3月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 26 日から施行し、平 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。